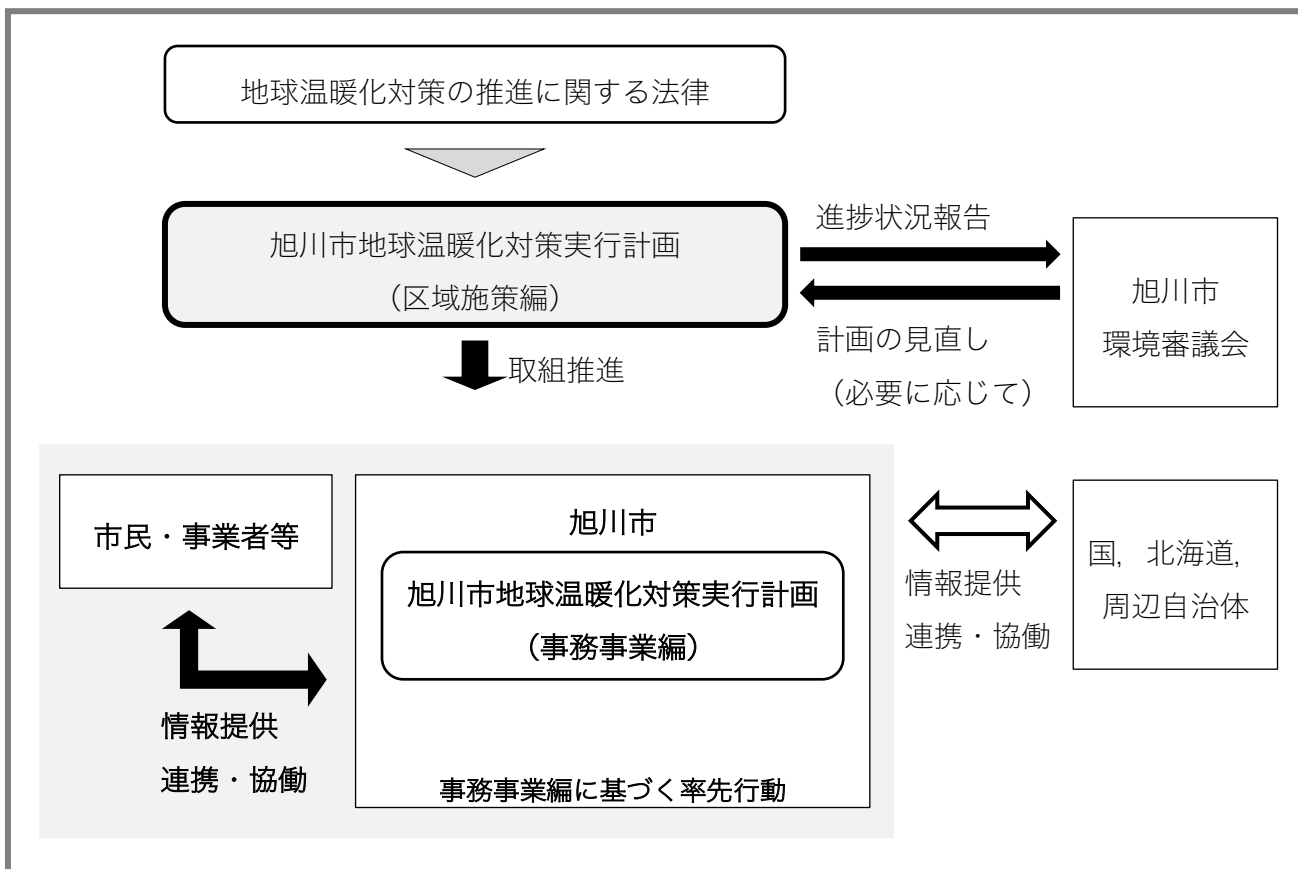


第8章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

市民・事業者・行政の協働と連携により、一体となって本計画の推進を図ります。



2 計画の進行管理

市民・事業者・行政の協働と連携により本計画の推進を図るとともに、本計画の進捗状況について、本市の環境行政に関する附属機関であります、旭川環境審議会において計画の進捗管理のほか、必要に応じて見直しを進めます。効果的な進行管理を行うため、PDCA サイクルに基づき、取組の継続的な改善と推進を行います。

(1) 計画の策定 (Plan)

本計画の取組の実施に当たり、取組の進捗状況、国や北海道の動向、新たな技術開発などの状況を踏まえながら、その実現を図ります。

(2) 計画の実施 (Do)

関係者との調整を行いながら、本計画に掲げた取組の実施を図ります。

(3) 点検・評価 (Check)

温室効果ガス排出量の状況、本計画に掲げた目標の達成状況、その他取組の実施状況などに関する点検・評価結果を旭川市環境審議会や市民・事業者等への情報提供・公表を行います。

(4) 見直し・改善 (Action)

旭川市環境審議会や市民・事業者など各主体からの意見や国や北海道の動向、目標及び取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

